

新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部における障がいのある学生支援に関する方針

平成 29 年 4 月 1 日

学長裁定

1. 基本理念

新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部は、国連「障害者の権利に関する条約」の理念に基づき、「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」を遵守し、障がいのある学生を障がいを理由として差別することなく、適切な学生支援に努める。

2. 基本方針

基本理念に従い、支援実施の指針となる下記の基本方針を定める。

- (1) すべての学生に等しく基本理念に基づき、修学の機会を保障する。
- (2) 受験時、入学後、その他必要時において、大学と本人（及び保護者）が十分な合意形成・共通理解を図った上で、その実施にともなう負担が過重でない範囲において合理的配慮を提供する。
- (3) 全学の関係者および関係組織が協力して支援に取り組むよう努める。
- (4) 個人情報の保護を徹底する。
- (5) 支援情報を学内外に向けて公開・発信する。

3. 支援対象者

心身の機能に障がい（身体障害、視覚障害、聴覚障害、病弱・虚弱、精神障害、発達障害、難病に起因する障害等）がある学生及び入学希望者で、本人または保護者が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を認められた者。

4. 合理的配慮に基づく支援

本学は、高い教養と専門的能力を培う教育の質を維持しつつ、障がいのある入学希望者及び学生の教育を受ける権利を保障するために、その実施にともなう負担が過重でない範囲において合理的配慮に基づく支援に努める。

5. 支援範囲

障がいのある学生及び入学希望者への支援は次のとおりとする。

- (1) 入学試験の配慮
- (2) 修学支援
- (3) 正課外活動支援
- (4) 学内での生活支援

(5) キャリア支援

(6) その他、運営会議において必要と認めた支援

6. 支援体制

学生委員会が中心となって、教員および関係部署が緊密に連携して支援を行う。

<体制図> 別紙